

三つのポリシーの策定・公表に関する 学校教育法施行規則の改正案のポイント

①三つのポリシーの策定の義務化

- ・ 大学（短期大学及び高等専門学校※を含む。大学院については、入学者の受入れに関する方針のみを適用。以下同じ。）は、当該大学、学部、学科又は課程及び大学院、研究科又は専攻ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次の 1～3 の方針を定めるものとする。

※高等専門学校には、大学に関する規定を準用。

- 1 卒業の認定に関する方針
- 2 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 3 入学者の受入れに関する方針

②三つのポリシーの公表の義務化

- ・ 大学は、上記①により定めた三つのポリシーを公表するものとする。

③その他

- ・ 本改正の施行日は、各大学における三つのポリシーの策定・見直し作業に要する期間を考慮し、平成 29 年 4 月 1 日とする。